

會 報

第583号

平成29年4月1日発行

一般社団法人
監 査 懇 話 会

編集発行人 菅野 重雄

<http://kansakonwakai.com/index.html>

第294回監査セミナー

平成29年2月15日

講 師：国広総合法律事務所 弁護士 國廣 正氏

演 題：企業集団のリスク管理の実務的諸問題

－ 最近の動向と実務的対応 －

第Ⅰ部. リスク管理の諸問題

第1. 免震ゴム偽装事件を題材に考える

1. 子会社リスク管理の重要性

本件の免震ゴム性能データ偽装は、親会社ではなくその子会社で発生した点が注目される。企業グループの中心部ではなく本体から遠いところで発生しており、今までの子会社リスク管理の在り方が問われている。

この免震ゴムの売上高は免震ゴムを製造する親会社グループ総売上高の1%未満であったことは、注目される。グループ全体の売上高が3900億円ある中で、7億円の売上である免震ゴムに関連して、約600億円の損害を生じ、その影響の大きさが注目される。

最近の大型企業不祥事は、子会社で発生するケースが多いことが特徴になっている。例えばマンションの傾斜でのくい打ち工事でのデータ不正も、大手親会社の子会社の施工上の不祥事であり、子会社のみならずその親会社が矢面に立たざるを得ない状況となる。

子会社や非主流部門で不祥事が多い原因に、リスク管理が形式的になっている点がある。教科書的に重点管理と称して、親会社の重要部門のリスクは検討しているが、売上の少ない子会社には、実態が確認されないままになってい

ることが多い。

「企業集団の業務の適性を確保するための体制」を省令から会社法に格上げ明記したわけであるが、従来同様企業集団全体のリスク管理の重要性に変わりはない。

2. 新しい不祥事の形としての「データ不正」

外国でも自動車の燃費に係るデータ不正が取りざたされている



が、データ不正が起こりやすい理由を検討する必要がある。技術部門に対する誤解があるように思われる。監査というのは事務系の仕事であり、理科系の人は悪いことをしない。あるいは、内部監査部門の人間が聞いてもわからないと決めつけていないか。

技術的事項であれば、まず、品質管理部門がチェックし、かつ、内部監査部門もチェックしているにもかかわらず発見されないのは、そのチェックが形式的で、実態を見ていない例である。

3. 危機管理の致命的な誤り

技術的基準値には、多少のバッファがあり、1回だけ見れば、必ずしも結果に影響を与えないが、歯止めがかからないまま、偽装を繰り返す結果となる。結果、リコールとして製品を回収せざるを得なくなる。平常時の対応ではなく、危機管理の対応が望まれる。

第2. 日本版司法取引について

1. 日本版司法取引とは

日本版司法取引が話題になっている。刑事訴訟法第350条の2「検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件について1又は2以上の第1号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で・・・合意をすることができる。」というものだ。ここで、「特定犯罪」とは、組織的犯罪、贈収賄、詐欺、横領、背任等や、租税法、独占禁止法、金商法、その他の財政経済関係犯罪等をいう。

2. 企業への影響

新聞などでは暴力団絡みの組織犯罪への適用が取り上げられてい

るが、企業犯罪に対する適用が拡大するものと考えられる。特に、金商法に係る粉飾決算や外国公務員贈賄罪に注意を要する。日本の捜査当局に、外国公務員賄賂等への対応強化の勧告がなされている。

3. 制度の特徴

この制度の特徴は、組織犯罪等の黒幕を捕まえ、事件の全容を明らかにすることが狙いとなっており、被疑者が自身の罪を自白する代わりに罰を軽くする「自己負罪型」ではなく、企業も主体になりうる点、独禁法でのリニエンス（課徴金減免）とは異なるものである。

4. コンプライアンス体制整備と不可分の関係

日本型司法取引は、自社社員を含む他の人の罪を明らかにさせる代わりに企業の罰を軽くすることを認める司法取引であることから、企業のコンプライアンスが実質的に機能していることが肝要である。

5. 想定される状況

この様な状況では、狙われやすいのは役員クラスであり、この時には、弁護士選任のポイントは、刑事事件を担当した経験ではなく、検察と交渉できうる準備ができていないかが重要である。

第3. 日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」

1. 危機管理（企業不祥事対応）の本質

危機（企業不祥事）とは、企業が社会（ステークホルダー）の信頼を失い、企業価値が毀損している状態であり、危機管理（企業不祥事対応）とは、企業が失ったステークホルダーの信頼を回復し、毀損した企業価値を回復するプロセスであるといえる。失ったステークホルダーの信頼回復のために必要なことは、①事実の究明、②

原因（真因）の解明、③原因（真因）を除去する再発防止策の策定、実行である。このプロセスをステークホルダーに開示し、説明責任を果たし、企業に自浄能力があることを示すことであり、ネクタイの色や頭を下げる角度等ではない。

2. 危機管理での調査委員会の必要性

調査委員会には、ステークホルダーに説明できる専門性（事実調査能力）が必要となる。また、信頼回復という目的達成のためには、経営陣からの独立性（経営者による不正、組織的不正では不可欠）が必要となる。事案に応じて、内部調査委員会、第三者委員会、折衷型調査委員会等を選択していく。

3. 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」

「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の趣旨は、そのキーワードとして、「自浄作用」、「ステークホルダーからの信頼回復」、「企業価値の再生」に表れている。手順としては、①不祥事の根本的な原因の解明、②第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保、③実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行、④迅速かつ的確な情報開示である。

このプリンシプルは、ソフトローとして機能するものである。「企業を直接的に拘束するものではない」ということの意味は、法令として罰則などの強制力は伴わないが不祥事発生時に企業の自浄能力を示すためには、実質的な規範となるものである。

第4. グローバル展開日本企業のNGO対応

グローバル展開する日本企業にとって不可欠なリスク管理として、グローバルNGOへの対応を考える必要がある。

1. グローバルNGOについて

グローバルNGOによる企業をターゲットにした活動が多く行われている。ナイキのケースでは、その製品のサプライチェーン上の外注先の発展途上国での労働条件の改善についての対話が求められ、対応を誤ったがため、一部に不買運動の対象となったこともある。

中国の環境問題のケースでは、環境問題に関心のあるNGOが、原因企業のサプライチェーン上で関連する企業への対話を行う事例もある。

アパレル関係の有名企業や幼児衣料品等の日本企業のケースでも、その企業そのものではないが、その製品のサプライチェーン上の外注先の改善を求めた対話が行われている。対応を誤るとその企業のリスクとなりうる。

2. 企業の誤った対応

グローバルNGOと「対話する法的義務なし」という法律論にとらわれた対応が日本企業には目立っている。現地政府の認可を得ている事を金科玉条とする対応では、問題を複雑化させるのみである。そのことは、グローバルNGOの信頼性、資金力に対する認識欠如が日本企業には目立っており、折角の対話の機会を逃し、情報を得ることができないまま、実態を見過ごしてしまう。企業の誤った対応の原因となる認識をもたらず偏った日本のマスコミ報道にも問題があり、そのガラパゴスの報道姿勢は再考の余地がある。この結果、「対決か屈服か」という二者択一思考にとらわれてしまい、「対話」という選択肢が欠如してしまっていることは、日本企業のレピュテーションを下げる要因となっている。

3. 企業のリスク管理・取締役の善管注意義務の観点

NGOへの対応は、「企業集団としての内部統制」の一環として考

える必要性がある。海外子会社のリスク管理が日本企業の重大な課題となっている現状では、海外贈収賄、不正会計、NGO対応が重要課題である。

企業は組織内やサプライチェーン上での人権侵害の発生を防止するための「ビジネスと人権に関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）、いわゆるラギー原則」について理解を深め、自社のサプライチェーンでの「人権デュー・ディリジェンス」を行っていく必要がある。

この点の理解には、ハードローとソフトローの意味を押さえる必要がある。ハードローとは、法律等、司法・行政による強制力を持つ規範であるが、ソフトローとは、たとえば、コーポレートガバナンス・コードなど、強制力を持たない規範であるといわれる。

このようなソフトローが、「善管注意義務」といった一般条項を梃子に、今後ハードロー化していくことに注意することが求められる。

英国では、「現代奴隷法（Modern Slavery Act：2015）」が作られ、英国で活動する企業にサプライチェーン上の人権問題についてのステートメントの公表を義務づけることになっている。

例えば、航空会社は乗務員に乗客の中に人身売買の対象者がいないかをチェックさせている。

4. 企業は持続的成長の観点から「ビジネスと人権」の問題をどう位置づけるか

日本企業のNGOへの対応にはいくつかの問題点がある。日本企業は、「対話によるアピール」という視点が希薄であり、「対話」＝「言うことを聞かされる」と考え

ることが多いが、これは適切ではなく、対話を行っていくことが求められる。

日本企業には、NGOを有効活用するという視点がなく、その必要性が理解されていない。むしろ、「気づき」を与えてくれる存在として有効活用していくことが必要である。全てのNGOと同じ付き合いをしなければならない訳ではないが、有用な情報を活用していく視点が望まれる。

「アピール（姿勢のアピール）」の視点が必要である。欧米企業のしたたかなアピール戦略に学ぶことがある。レピュテーション・リスクマネジメントはレピュテーションを高めるための施策でもある。先進日本企業では、NGO対応部門を設けている例もある。

（文責 野口 裕之）

第734回講演会

平成29年2月17日

演 題 原発の政治経済学－費用負担問題を中心に－ 講 師 立命館大学 国際関係学部教授 大島 堅一氏

私はこれまで原発の費用について研究してきました。いくらかかるのか（単にそれが高い）ということよりも、誰が負担するのか、ということの方が大切だと考えています。

昨年秋以降に「東京電力・1F（福島第1）問題委員会」及び「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」が増加する費用の負担について（短期間で）原案をまとめました。

今日は(1)高くなる原発コスト (2)増える原発事故費用 (3)原発事故費用負担制度の新提案 (4)どうすべきか、についてお話します。

原発のコスト

原発は1966年から（70年から大手電力で）建設が始まり、チェルノブイリ事故で停滞する95年まで1年に2基くらいのペースで進められてきた。原発のメリットは(1)安全（「絶対に安全」から事故以降は「相対的安全」に）(2)エネルギー安全保障 (3)温室効果ガス対策 (4)経済性、であったが、事故後はコストについても見直しが行われた。

発電コスト（特に燃料費の安さ）に注目されてきたものが、事故後は見直された。発電コスト（資本費、燃料費、運転・保守費）に社会的費用（事故リスク対応費用、政策費用）を加えるべきであり政策費用には莫大な費用がかけられている。さらにバックエンド費用（使用済核燃料処理、処分、廃止措置）もあり、これらは超長期・世代をまたいで（何万年も）かかるものもある。

つまり原発は運転されている期間（40～60年）の短期的経済性のみならず、運転終了後（廃炉・放射性廃棄物処



分)、過酷事故後(被害補償・救済、除染、廃炉)のコストが超長期にかかる。チェルノブイリも31年経ってもそのままでまだ解決していない。

安全性については、国民の目も厳しくなっているが、規制委員会も厳しい目を向けるようになってきている。最近問題になった東電柏崎刈羽原発の免震棟が想定される地震の揺れの半分にも耐えられない可能性を2014年に把握しながら、規制委員会には今年の2月14日に初めて報告した問題では、田中委員長が東電の体質を厳しく批判している。

増大する原発コスト

原発のコストは(1)建設費が世界的に高騰しており(東芝の米国子会社WH社関連の損失問題でも明らかのように)、また安全性を高めるためには一層コストが高騰することになる。(2)核燃料サイクルコストは「もんじゅ」が停止した後も高速炉開発を続ける政策を維持することにより膨大なコストがかかる。(3)原発事故コストも賠償・事故の処理・廃炉に至るコストは事故後5年を経てなお一層拡大している。

事故費用

損害賠償費用、原状回復費用(除染など)、事故収束廃止費用、行政による事故対応費用などについて、公表データを積み上げれば約15兆円(水俣と比較にならない膨大な金額)となり、将来を見越せば25兆円以上が見込まれる。政府の言う21.5兆円には根拠が乏しく、溶け出した燃料の実態のロボット調査は難航している。将来を考えると30兆円も見えてきた。(国家予算が96.7兆円であることと比較してもその膨大さがわかる)

これだけの規模の金額は、東電ですら経営が困難になるほどのもので、より規模の小さい東電以外の電力会社にとっては、事故が起きると金銭的に事故収束すらできないのではないかと懸念される。

原発コストの実績値

原発コスト計算方法としては、一つはモデルプラント方式で、LCOE(Levelized Cost Of Electricity)という発電能力、運転年数などを想定した計算式(あくまで想定計算)であり、もう一つは実績値の積上げ計算である。

コストの実績値(1970～2010年度)(円/kWh)

	(発電コスト)	(政策経費)	(事故コスト)	(合計)
原子力	8.5	1.7	3.1	13.3
火力	9.9	0.0	—	9.9
水力	3.9	0.0	—	3.9

現時点で見てもkWh当りの原発コストは他の電源より高い。事故コストや核燃料サイクル費用はこれからも増大する。

国の試算とその問題点

これまで「コスト等検討小委員会」(2004)で、事故後は「コスト等検証委員会」(2011、2012)の試算と検証がなされてきた。

最近では「コスト検証ワーキンググループ」(2015)が2014年モデルプラント方式の試算を発表している。原発の発電コストは「10.1円/kWh～」で、「～」は事故費用が今後増えることが見込まれるからである。

(会場に用意された図表等は紙面の都合で掲載しませんので、懇話会HPで参照ください。以下同様)

モデルプラントの建設費用が問題で、世界的に建設費が高騰している中でこの想定でプラントが建設できるのか。仮に英国のシンクリーポイントC原発の建設費単価の104万円/kWとすれば発電コストは15.7円/kWhになる。

また事故リスク対応費用の計算で「発生頻度方式」に変更しているが、PRA(Probabilistic Risk Assessment=確率論的リスク評価)をコスト評価に採用できるかどうかは改めて検討すべきである。

原発のコストの負担問題

原発事故費用の増大による追加的費用を誰が負担するのか。

さらに電力自由化の下で「総括原価方式」(原価によって電気料金を決める)が撤廃されるため、新たな負担問題が顕在化してきた。

負担原則には「応能原則」「応益原則」(廃炉費用=原因者)「応因原則=汚染者負担原則(PPP)」(賠償費用、除染費用、放射性廃棄物処分費用)がある。

1961年原子力損害賠償法ができたが、地震・津波などの事業者補償は1200億円までとされて、超える部分は政府の「援助」による。事故後の2011年に原子力損害賠償支援機構が設立され、2014年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組された。援助には上限を設けず何度でも可能。事業者を債務超過にさせないという考え方である。

(第一段階)旧来の電力供給体制(地域独占)を前提として、総括原価方式の電気料金に含まれる形で損害賠償費用等を国民が負担。さらに国費投入(中間貯蔵施設等)分を税金の形で国民負担。

(第二段階) 背景として(1)事故費用はすでに15兆円を超え、現時点で25兆円(政府の言う21.5兆円は根拠薄弱)と予想される。(2)電力自由化(発送電分離)により総括原価方式の撤廃(送配電部門では存続)がある。

自由化後の電気料金は、発電料(発電事業者へ)、託送料金(送配電事業者へ)、営業費、及び利潤となるが、家庭向け料金の30~40%とされる託送料金に事故費用を含めようとする考え方である。

2016年9月以降「東京電力・1F問題委員会」(東電の経営のあり方と救済策)「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」(電力自由化の下での原発救済)における政策形成が急速に進んできた。東電委員会の議論の詳細は非公開であった。2つの委員会の提案には、これまで例のない事業支援、すなわち「非化石価値取引市場」(非化石電源の「価値」の取引を可能にする市場)「ベースロード電源市場」(限界費用の安い既存ベースロード電源の市場)などの考え方が含まれている。

東電・原子力事業者救済の新提案

福島原発事故費用

- ・事故炉廃炉費用:「管理型積立金制度」創設、東電の送電部門の超過利潤の一部をあてる。廃炉会計制度の活用により設備投資部分を託送料金から回収という考えは後退
- ・損害賠償費用:一部負担金部分の「過去分」を全消費者から回収(託送料金)

一般廃炉費用

- ・計画外廃炉の残存簿価分など:託送料金で回収

過去分とは何なのか

- ・一般負担金:原子力賠償支援機構法により原子力事業者が毎年一定額を原子力賠償・廃炉機構に支払っている。
- ・過去分:本来、こうした万一の際の賠償の備えは福島事故の以前から確保しておくべきだった。したがって理論上は過去においてこれらの費用が含まれない安価な電気を利用した需要家に対して遡って負担を求めることが適当と考えられる。しかし過去の需要家に負担を求めるのは現実的でないので、自由化の進展する環境下で受益者間の公平性等の観点から「過去分」の負担のあり方をどう考えるか。(資源エネルギー庁WG)
- ・立法当時にはこうした考えはなく、「理論上」と言っているが「理論」は存在しない。もともと、国会でも「安易な電力料金値上げにならないようにする」と説明している。(政権が変わっても立法とその趣旨は継続される)
- ・「東京電力・1F問題委員会」で公表された資料によれば、廃炉・汚染水8.0兆円、賠償7.9兆円、除染4.0兆円、中間貯蔵1.6兆円、合計21.5兆円の負担は東電15.9兆円、大手電力3.7兆円、新電力0.24兆円、国1.6兆円となっているが、この大手電力が支払うはずの3.7兆円の大半が「過去分」となり大手電力救済策に。

問題点

1. 提案は、事実上、東電救済策を軸としている。事故費用については、関係者の責任を問わないものになる。債務超過を回避し、法的整理を免れようとするもの。
2. 多額の費用負担を消費者に強いようとしているにもかかわらず、費用の金額については根拠が薄弱である。
3. 送電部門に、特定事業者の特定電源の費用を付け替えてはならない。また、電力自由化の趣旨に反する。
4. 新電力が原発事故費用を負担することになる一方、大手電力会社の負担は事実上大幅に軽減される。
5. 託送料金は、国会／国民のチェックが働かない。情報も公開されない。したがって経費が膨張する可能性がある。

まとめ

- ・原子力発電のコストは上昇している。
- ・原発事故費用は、今後も増える見込みである。
- ・今回の原子力発電会社救済策が導入されれば、電力自由化の下で、原子力発電固有のコストを国民に転嫁する前例となる。
- ・原発コストの再検討をする必要がある。また、事故炉廃炉費用、損害賠償費用、除染費用等について情報公開し、国会／国民のチェックが働くようにする必要がある。(原子力損害賠償・廃炉等支援機構のホームページを見ても掲載されている情報は少なく、情報公開は殆どなされていない)

(文責 城戸崎 雅崇)

棋友会の下村勝利さんから「将棋を孫に伝える会」主宰者、三宅英治さんの生き方、考え方を紹介する寄稿がありました。三宅さんは当会「行事案内」連載中の「解けてうれし詰将棋」等の考案者です。

「将棋の普及にかける第二の人生 ～盤と駒による世代間コミュニケーションの活性化を図る」

棋友会 下村 勝利

<プロローグ>三宅さんの紹介

三宅さんは63歳、大津市在住である。大手損保会社に勤務、59歳で会社を早期退職して「将棋の普及」一筋の人生に乗り出す。サラリーマンを辞めるにあたっては反対した奥様と壮絶なバトルの末の決断と聞く。

もともと詰将棋創作という一風変わった趣味の持ち主だが、将棋を単なる趣味として生きてきたわけではない。一念発起、子供達に古き良き日本文化の心を伝えたいと「将棋の普及」に乗り出す。この決意は気楽な趣味の世界で「将棋」を指して余生を過ごすというものではなかった。年金の支給もまだなかった。あくまでも生業として「将棋の普及」を選んだ。

当初「子供教室」「詰将棋冊子の定期発行」「普及講演会」を三本柱として地元大津で活動を開始する。ところが、賛同者が現れず徒労に終わる状況が長く続いた。第二の柱の詰将棋冊子も赤字続きで「生業」どころか、まさに世に言う「道楽」にしかならなかった。

そんな中、もがき苦しみながらも少しずつ活動が定着していった。「将棋を孫に伝える会」は退職前から設立、普及用詰将棋冊子の発行を主としてきたが、60歳時に「大津・将棋を孫に伝える会」を新たに立ち上げた。ボランティア活動の位置付けで将棋教室や将棋大会を開催した。これが転機であったように思われる。収益にはならずとも活動が認められつつあると実感できた。ポツポツと理解者が現れ、詰将棋冊子も広告掲載によってようやく赤字が解消し始めた、という。

以下は三宅さんの「世代間コミュニケーション」ツールとしての将棋の考え方、子育て論である。

1. 将棋は本当に精神教育にいいのか？

将棋を教えることは子供達の精神教育にはたして良いのか、どういう理念を持って将棋を教えるのか、考え方を整理してからスタートしたわけではなかった。歩き始めてから思うことが多々あった。レジャー白書によれば将棋人口は現実には大幅な減少傾向にある。それでもゲーム機業界では将棋ファンは増えているという。恐ろしいことにこの増えている将棋ファンの数値を差し引くと「盤と駒」で将棋を指す人の減少は表れている数字よりもさらに急カーブを描いていると言えるのではないのか。はたしてゲーム機で日本文化が伝わるのであろうか？よく言われる若者達のコミュニケーション能力の低下は大丈夫であらうか？

盤と駒で遊ぶ子供達を増やすことこそ礼節を知り、勝ち負けの厳しさを体験し、負けた時の心構えを学び、敗者へのいたわりの心を備えた若者達を育むのではないだろうか。全国の将棋教室ではこのような考え方を踏まえて子供達の指導を行っている。これは指導者の皆様がテクニカルな面だけを徹底的に鍛え上げることだけでは限界があると認識されているからに他ならない。当然だが将棋をゲーム機で覚えて「将棋は子供達の精神教育にいい」という話ではない。きちっとした将棋教室で習うことが子供の精神教育にいい。これは将棋に限らずどんな世界でも同じではないか。上辺だけの知識では本当に知ったことにならない。真髓を知ることこそ大切だ。

2. 藤井新四段の出現

日本中で医者になれるのは毎年約7千人。将棋のプロ棋士になれるのは毎年4～5人。とんでもない狭き門。子供の世界に将棋を普及させる本来の目標は「将棋を子育てに活用する」であって「将棋が強い子供を育てる」ことではない。昨年、中学2年生でプロ棋士になった藤井聡太四段。「好きな詰将棋を続けてきた結果プロになった」と公言している。大変な才能だが一番最初に手ほどきした祖母の功績はいかばかりか。

世代間交流にて中高年はエネルギーを子供達から貰う。昨今は認知症が頻繁に話題になっている。認知症予防の特効薬は無理だが予防には確実になる。また我々中高年は将棋を指しながら子供達に伝えるべきことを論ずこともできる。まさに「将棋を孫に伝える会」の基本理念である。

3. AI時代の生き方を探る

AI時代突入により10数年内に失業率50%時代？と予想される。子供達は次の3つのポイントを頭に置いて生きていくべき。

① 自分の頭で考える

対局中の将棋ソフト不正利用疑惑の三浦九段の事件は「冤罪」だったようだ。スマホを研究に使う棋士は多い。しかし、多くの棋士がこの騒動を機に「自分の頭で考える」大切さに言及している。機械に頼るような生き方は人の道に反する。

② 起業家精神（オリジナリティの追及）

サラリーマンの50%は失業する。生き残る道は起業だ。好きなことで起業。これが一番。オリジナルであれば一層弾みがつく。

③ 「貯金」ではなく「力」をつける

若者気質にお金を使わない傾向がみられる。無駄使いをよしとは言わないがこれでは日本の不景気脱出はおぼつかない。貯金をするよりもお金を使ってでも自分に投資するファイトに期待したい。

4. 子育て世代に一言

「努力は必要ない。しかし『健康』だけは努力しなさい」

藤井四段は努力して詰将棋を解き続けたのか？いいえ「努力」ではなく「好き」だっただけ。好きなことなら自ら注力して成果に繋がる。好きなことを見つけるのがいかに大切か。世の親達は子供に出会いの環境を整える事だけでいい。「あれやれ」「頑張れ」など言う必要はない。好きなことならトコトン頑張れる。

同じ将棋愛好者として私は彼のこうした考え方に深く共感します。



句遊会

二月詠草

兼題：初午、梅園、当季雑詠

初午や年を重ねし赤鳥居

城戸崎雅崇

初午や外人客のきつねづら

中山知祐

初午の幟も揺れてビルの上

石原克己

初午や狐横目に大吟醸

佐藤政百

梅園やつばらつばらに老二人

宮川至剛

梅園の紅白映ゆる陽のめぐみ

生江沢五風

句を案じ辿りゆくみち梅の園

安井正浩

春光や名のある山もなき山も

六川里風

十三湖太宰の宿や蜆汁

大伸正敏

電磁気のリハビリ終えて寒明くる

清家静楓

荒ぶ世に庭に豆撒き鳩招く

森 邦彦

厳寒に彰義隊立つ雑司ヶ谷

眞田宗興

画友会



「飛騨高山の古い家」

永田 幹雄

水彩 6号

事務局通信



◆行事報告

出席者

第139回理事会

2月16日(木)10:00～12:00 文京区民センター 11

会報委員会

編集

2月7日(火)10:00～12:00 事務局 5

校正

2月16日(木)15:00～17:00 事務局 6

広報委員会

2月8日(水)14:00～17:00 事務局 6

ホームページ委員会

2月22日(水)13:00～14:30 事務局 4

◇一般部会

第734回講演会

2月17日(金)14:30～16:30 スカイホール 76

講師 立命館大学 国際関係学部 教授 大島 堅一氏

演題 原発の政治経済学－費用負担問題を中心に－

◇監査部会

第294回監査セミナー

2月15日(水)14:30～17:00 日比谷図書文化館 88

(他特別4名、体験5名)

講師 国広総合法律事務所 弁護士 國廣 正氏

テーマ 企業集団のリスク管理の実務的諸問題

－最近の動向と実務的対応－

第202回監査実務研究会

2月23日(木)14:00～17:00 文京シビックセンター 27

問題提起者 元(株)トライアイズ 常勤監査役 古川 孝宏氏

コーディネータ 元東電物流(株) 常勤監査役 野口 裕之氏

テーマ 山一証券：「法的責任判定の最終報告書」と

(会計) 監査責任についての考察

第54回スタディグループ分科会

2月7日(火)14:30～17:00 文京シビックセンター 32

発表者 シリコンテクノロジー(株) 常勤監査役 芦田 昇氏

日本電産トソク(株) 常勤監査役 米山 辰三氏

王子タック(株) 常勤監査役 荒木 道雄氏

テーマ 期中監査活動の方法と監査調書の作成

第55回スタディグループ分科会

2月22日(水)14:30～17:00 文京区民センター 35

発表者 元日本オキシラン(株) 常勤監査役 板垣 隆夫氏

(株)建設技術研究所 監査役 田中 康郎氏

元日本農中信託銀行(株) 常勤監査役 鈴木 充郎氏

東邦アセチレン(株) 監査役 渡部 潔氏

コーディネータ 丸紅建材リース(株)

取締役常勤監査等委員 小野 信氏

テーマ 「SSコード及びCGコード・フォローアップ会

議」と各社の対応状況

第8回監査基礎講座

2月13日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 26

講師 元(株)近鉄ロジスティクス・システムズ

常勤監査役 堀田 和郎氏

テーマ 期末監査の実行、監査報告の作成

第6回会計基礎講座

2月6日(月)14:00～17:00 文京区民センター 29

講師 元住友三井オートサービス(株) 常任監査役 尾崎 徹氏

テーマ 管理会計及び財務分析

企業集団内部統制監査委員会

2月23日(木)9:30～12:00 事務局 7

監査役職務確認書委員会

2月3日(金)9:30～12:00 事務局 5

取締役職務執行確認書委員会

2月9日(木)14:00～17:00 事務局 5

監査等委員会検討会委員会

2月3日(金)13:30～17:00 事務局 3

◇生涯学習部会

画友会 例会

2月6日(月)13:30～16:30 シビック・アトリエ 13

句遊会 例会

2月1日(水)14:00～16:00 菱友会会議室 10

楽友会 例会

2月8日(水)13:00～17:00 福祉センター江戸川橋 18

囲碁会 例会

2月17日(金)12:30～17:00 東京六甲クラブ 1

棋友会 例会

2月14日(火)13:00～17:00 東京六甲クラブ 10

◇同好会

声友会

2月14日(火)13:00～16:00 (銀座)505 2

楽器演奏同好会

2月18日(土)13:30～17:00 横浜練習会場 6

◆会員・会友異動

(新入会員)

○斎藤 安弘 ユーピーアール(株) 常勤監査役

(退会会友)

○柳 正博 元東新ビルディング(株)

2月14日逝去されました。

ご冥福をお祈りします。

会 員	会 友	計
181	144	325

H29.2月末現在

編集後記

★トランプ、金正男、豊洲、そして名門企業T社……。冬の間、新聞紙面に登場しない日がなかったワード、固有名詞がいくつかあります。四月新年度を迎えても依然として同じ活字が並んでいるのでは…と“春を待つ”心がときに萎えそうにもなりました。★……が、何といても春。桜満開の春。今月号は2月に行われた大島堅一立命館大学教授の講演会「原発の政治経済学－費用負担問題を中心に－」と恒例となった國廣正弁護士の監査セミナー「企業集団のリスク管理の実務的諸問題－最近の動向と実務的対応－」を掲載しました。どちらも今の状況を読み解き、将来のあるべき姿を考える上で貴重なヒントを与えてくれる内容でした。冬に間に培った“知”のエネルギーを開花させて行動に移す新しい年のスタートです。(水野 誠一)